

【公衆浴場】構造設備の基準

(根拠) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例
公衆浴場における衛生等管理要領 (厚生労働省) 等

1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場 (蒸気、熱気等を使用するものを除く)

・・・条例別表第1の2

- (1) 「入浴設備の構造設備基準」参照
- (2) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (3) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。
- (4) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。
 - ※ 入浴者数に応じて設けること。脱衣箱 (かご) の数は、[毎時最大浴場利用人員×50/60] 以上であることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の2、要領Ⅱ第1の3(4))
 - ※ 脱衣室には洗面設備を設けること(要領Ⅱ第1の3(6))
- (5) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。
 - ※ 浴室、脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給する設備を設けること。(要領Ⅱ第1の5)
- (6) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。
 - ※ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね100分の1.5以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の4(3))
- (7) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
 - ※ 給水(湯)栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、[毎時最大浴場利用人員×20/60]により算出される数(組)以上であることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の4(6))
 - ※ 屋外には洗い場を設けないこと。(要領Ⅱ第1の10(2)3)
- (8) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。
 - ※ 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上(15cm以上が望ましいこと。)の適当な高さを有すること。(要領Ⅱ第1の3(10))
 - ※ 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。(要領Ⅱ第1の4(18))
 - ※ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。(要領Ⅱ第1の4(19))
 - ※ 座り湯、腰掛け湯等であって、循環浴槽水を使用する場合の補給設備は、構造物と人のからだ接している部分に開口部が位置し、かつ、補給する際の圧力等も考慮してエアロゾルが発生しない構造とすること。
 - ※ 循環している浴槽水その他飲用に適さない湯水については、誤飲防止の表示をすること。

裏面に続く

※ 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
(要領Ⅲ第1の8(2)3)

(8) 浴槽内には温度計を備えておくこと。

※ 利用者から見やすい場所に設置すること。

2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の2

(1) 1 (別表第1の2の項各号)に掲げる基準を有すること。

(2) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。

※ サウナ室等の室内には、温度計及び時計を備えること。

※ サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。(要領Ⅱ第1の10(1)6)

※ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。
(要領Ⅱ第1の10(1)7)

(3) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。

【公衆浴場】衛生措置の基準

1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するものを除く）

・・・条例別表第1の1

(1) 「入浴設備の衛生管理について」参照

※ 浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起すること。(要領Ⅲ第1の9(3))

(2) おおむね7歳以上(★)の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の1

(1) 1 (別表第1の1の項各号)に掲げる基準を有すること。

(2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

(3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(★)公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の改正（令和4年10月1日施行）により、10歳以上からおおむね7歳以上に変更。